第二条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条の三の三十四」を「第四十三条の三の三十五」に、「第五章の二　廃棄の事業に関する規制等（第五十一条の二―第五十一条の二十六）」を「第五章の二　廃棄の事業に関する規制（第一節　指定廃棄物埋設区域に関する規制（第五十一条の二―第五十一条の二十六）　第二節　指定廃棄物埋設区域に関する規制（第五十一条の二十六―第五十一条の三十四）」に、「第五十一条の八」を「第五十七条の七」に、「第五十七条の九」を「第五十七条の八」に改める。

第二条第七項中「第五十一条の二第二項第二号」を「第五十一条の二第二項」に改め、「及び」の下に「同条第三項第二号に規定する」を加える。

第十二条の五の次に次の一条を加える。

（廃止措置実施方針）

第十二条の五の二　製錬事業者は、その事業を開始しようとするときは、製錬施設の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める製錬の事業の廃止に伴う措置（以下この章において「廃止措置」という。）を実施するための方針（以下この条において「廃止措置実施方針」という。）を作成し、これを公表しなければならない。

2　廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

3　製錬事業者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

第十二条の六第一項中「製錬施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める措置（以下この条及び次条において「廃止措置」という。）」を「廃止措置」に改める。

第二十二条の七の二第一項ただし書及び第三項ただし書中「次条第二項」を「第二十二条の八第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（廃止措置実施方針）

第二十二条の七の三　加工事業者は、その事業を開始しようとするときは、加工施設の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める加工の事業の廃止に伴う措置（以下この章において「廃止措置」という。）を実施するための方針（以下この条において「廃止措置実施方針」という。）を作成し、これを公表しなければならない。

2　廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

3　加工事業者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

第二十二条の八第一項中「加工施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める措置（以下この条及び次条において「廃止措置」という。）」を「廃止措置」に改める。

第三十三条第二項第九号中「第四十三条の三第一項」を「第四十三条の二の二第一項」に改め、同項第十号中「第四十三条の三第二項」を「第四十三条の二の二第二項」に改める。

第四十三条の三を第四十三条の二の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（廃止措置実施方針）

第四十三条の三　試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉の運転を開始しようとするときは、当該試験研究用等原子炉の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める試験研究用等原子炉の廃止に伴う措置（以下この節において「廃止措置」という。）を実施するための方針（以下この条において「廃止措置実施方針」という。）を作成し、これを公表しなければならない。

2　廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

3　試験研究用等原子炉設置者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。

第四十三条の三第一項中「第四十三条の三」を「第四十三条の二の二」に改める。

第四十三条の三の十四ただし書、第四十三条の三の十五ただし書、第四十三条の三の十六第一項ただし書及び第四項ただし書並びに第四十三条の三の十七ただし書中「第四十三条の三の三十三第二項」を「第四十三条の三の三十四第二項」に改める。

第四十三条の三の二十九第一項ただし書及び第三項ただし書中「第四十三条の三の三十三第二項」を「第四十三条の三の三十四第二項」に改める。

第四十三条の三の三十四第四項中「第四十三条の三の三十四第二項」を「第四十三条の三の三十四第三項」に、「第四十三条の三の三十四第一項」を「第四十三条の三の三十五第一項」に改め、第四章第二節中同条を第四十三条の三の三十五とする。

第四十三条の三の三十三第一項中「当該発電用原子炉施設の解体、その保有する核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める措置（以下この条及び次条において「廃止措置」という。）」を「廃止措置」に改め、同条第三項中「第四十三条の三の三十三第二項」を「第四十三条の三の三十四第二項」に改め、同条を第四十三条の三の三十四とする。

第四十三条の三の三十二の次に次の一条を加える。

（廃止措置実施方針）

第四十三条の三の三十三　発電用原子炉設置者は、発電用原子炉の運転を開始しようとするときは、当該発電用原子炉の解体、核燃料物質の譲渡し、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉の廃止に伴う措置（以下この節において「廃止措置」という。）を実施するための方針（以下この条において「廃止措置実施方針」という。）を作成し、これを公表しなければならない。

2　廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

3　発電用原子炉設置者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針を公表しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に関し必要な事項は、原子力規制委員会規則で定める。